

## 釜石市診療所等開設資金支援補助金交付要綱

平成31年3月31日		釜石市告示第35号の5
令和2年4月1日	一部改正	釜石市告示第90号の6
令和4年3月10日	一部改正	釜石市告示第20号
令和7年3月31日	一部改正	釜石市告示第65号

### (目的)

第1条 本市における医療提供体制の充実を図るため、医師等が市内において、診療所等の新規開設事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金等交付規則(昭和50年釜石市規則第44号。)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(公衆のために医業を行う場所に限る。)をいう。
- (2) 医師等 医師、医療法人その他診療所を開設することができる法人(医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者を除く。)をいう。ただし、申請日の3か月前の日から申請日までの期間において、主たる勤務先として市の区域内の医療機関等に勤務している医師又は市の区域内に医療機関を有している医師等を除く。
- (3) 新規開設 医療法第8条又は医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第1項に基づき新たに診療所の開設を届け出ることをいう。

### (交付の条件)

第3条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 市内において、診療所を新規開設した後に継続して10年以上診療する見込みであること。
- (2) 一般社団法人釜石医師会に加入し、積極的に地域医療に貢献すること。
- (3) 釜石地域医療応援医サポート事業に協力すること。
- (4) 市が一般社団法人釜石医師会に委託する在宅当番・救急医療情報提供実施事業に協力すること。
- (5) 市が行う医療、保健及び福祉に関する事業に協力すること。
- (6) 既存の診療所を引き継ぎ、新規開設する場合にあっては、診療所を引き継ぐ医師又は法人の代表者が、診療所を引き継がせる医師又は法人の代表者の2親等以内の親族でないこと。
- (7) 国、地方公共団体その他公的な機関から、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費について、補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。

### (交付対象経費及び補助金額)

第4条 交付対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、補助事業に着手する10日前までとする。

2 交付要領第3条第1項第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石市診療所開設資金支援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 当該診療所において診療する医師の医師免許証の写し
- (3) 当該診療所において診療する医師の申請日の3か月前の日から申請日までの勤務先がわかる書類
- (4) 診療の用に供する土地を取得する場合にあっては、当該土地の登記事項証明書、公図及び見積書
- (5) 診療の用に供する建物を新設し、取得し、又は改修する場合にあっては、建物平面図(改修にあっては、改修前後の平面図)及び見積書(新築又は改修する場合にあっては、工種別内訳書及び工種別明細書を含む。)
- (6) 診療の用に供する機器を購入する場合にあっては、見積書(カタログを含む。)及び購入理由書
- (7) 診療の用に供する機器を移設する場合にあっては、見積書

(完了期限等)

第6条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月10日とする。

2 交付要領第10条第5号に規定するその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 釜石保健所が受領したことがわかる診療所開設届の写し
- (2) 診療の用に供する土地及び建物を取得する場合にあつては、契約書の写し及び登記事項証明書
- (3) 診療の用に供する建物を新設又は改修する場合にあつては、工事等請負契約書の写し、工事内訳書及び竣工までの写真(改修にあつては、改修前の写真を含む。)
- (4) 診療の用に供する機器を購入する場合にあつては、契約書の写し又は納品書の写し、請求書の写し、納品等に当たり検収したことを証する書面の写し及び納品完了の写真
- (5) 診療の用に供する機器を移設する場合にあつては、移設に係る請求書の写し及び移設完了の写真

(補助金の返還)

第7条 市は、第4条の規定により補助を受けた医師等が、新規開設後10年以内に第3条第1号から第6号までの要件を満たさなくなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、返還を求める額は、月割りにより計算するものとし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和4年3月31日から施行する。

別表(第4条関係)

交付対象経費	補助率	補助限度額
診療所等の新規開設にかかる次の経費 (1) 診療の用に供する土地の取得に要する経費 (2) 診療の用に供する建物の新設、取得又は改修に要する経費 (3) 診療の用に供する機器の購入、移設に要する経費	交付対象経費の3分の2以内	3,000万円

釜石市長 宛て

住所  
申請者 法人等の名称  
代表者氏名

㊟

釜石市診療所等開設資金支援補助金交付申請書

釜石市診療所等開設資金支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

診療所等の名称			
診療科目			
診療所等の所在地	釜石市		
事業内容・診療方針等			
開設予定年月日	年 月 日		
事業経費	金額	補助対象額 (①)	上限額 (②)
土地購入費	円	円	30,000,000円
建物購入(工事)費	円		
医療機器購入費	円		
医療機器移設費	円		
計 (①)	円		
交付申請額	円 (①と②の少ない方の額)		
備考			

添付書類

- ・当該診療所等において診療する医師の医師免許証の写し
- ・当該診療所等において診療する医師の申請日の3か月前の日から申請日までの勤務先がわかる書類
- ・土地を取得する場合は当該土地の登記事項証明書、公図及び見積書の写し
- ・建物売買（工事）契約書の写しまたは見積書の写し
- ・新設、取得、改修する場合は、建物平面図の写し及び見積書の写し
- ・機器を購入する場合は、見積書の写し及び購入理由書
- ・機器を移設する場合は、見積書の写し